

「 憲 法 」

〈60分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

---

[問題]

国民主権の意義について、「国の政治のあり方を終局的に決定する力（主権）が一般国民にあるという原理。日本国憲法前文で、『日本国民は……ここに主権が国民に存することを宣言し』としているのは、この原理を表している。」と説明される。原子力発電所の放射能事故をうけて原発推進か脱原発か、あるいは環太平洋経済連携協定（TPP）参加の是非をめぐって国論は大きく分かれている。このような国民生活にとって重大な国政にかかわる問題については、国民投票で決めるとする制度を導入し、国会が両議院の出席議員の三分の一以上の要求があれば国民に当該政策について提案し、過半数の国民が賛成したときには、国会は六十日以内に当該政策を実施するための法律を制定しなければならないとする国民投票法（仮称）を制定した場合、憲法上どのような問題があるか。日本国憲法第九十六条に定める憲法改正のための国民投票制の場合と比較しながら、論じなさい。ただし、国民投票法（仮称）の投票権者は、公職選挙法で定められた国政選挙の選挙権を有する者とし、また、公職選挙法で規制されている法定外文書図画の頒布・掲示および戸別訪問の禁止条項は適用されないものとする。

2012(平成24)年度  
法務研究科 法務専攻(法科大学院) B日程 入学試験問題

「 刑 法 」

(60分)

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

---

【問題】

甲は、ある日の深夜、勤務先の同僚Aの婚約者で人気上昇中の若手女優Bが、交通事故を起こしてひき逃げをした現場に偶然出くわし、Bが車の運転席ドアを開けて半身を乗り出し、倒れた被害者をちらっと見た後、また、運転席に座り直して発進させたところを携帯電話で数枚、写真撮影した。

当時、甲は、返済を迫られている借金を抱えていたことから、Aを脅して口止め料を支払わせ、それで借金を返済しようと考え、「あの晩、俺は見たぞ。俺には、雑誌の編集者やテレビ局のディレクターをやっている知り合いが何人もいる。Bのネタなら、きっとすぐ飛びつくぞ。」と書いた手紙と、甲の妻・乙名義の銀行口座の口座番号等を記載したメモ及び上記写真数枚を同封して、A宛てに郵送した。

Aは、Bからひき逃げの事実を告白され、当該事実の発覚を恐れて、A自身の預金口座から引き出した現金1,000万円を乙名義の銀行口座に振り込んだ。

甲に成立する犯罪を、要件ごとに事実を摘示して論じなさい。

2012(平成24)年度  
法務研究科 法務専攻(法科大学院) B日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈60分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

---

Aは、自己の所有する甲土地を担保に入れてBから融資を受けようと考え、事情に詳しいCにこれを委託し、Cに登記済証、印鑑証明書などの必要な書類と、代理人欄、委任事項欄が空欄の白紙委任状を交付した。

(1) Cが、この白紙委任状の空欄をすべて補充して、Aを代理して甲土地をDに売却し、登記も移転してしまった場合、AはDに対して抹消登記を請求できるか。

(2) Cが、白紙委任状の空欄を補充して甲土地をDに売却し、登記を移転した後、Dが甲土地をさらにEに売却し、登記も移転した。Cが甲土地を売却する代理権を有していなかったことについて、Dは悪意であったが、Eは善意であった場合、AはEに対して抹消登記を請求できるか。

「 民事訴訟法 」

〈60分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

---

問題

Xは、Yに対して、フランス産ワイン500本を代金500万円で売った(以下、本件売買という。)ところ、Yが代金を支払わないため、Xは売買代金の支払いを求めて名古屋地方裁判所に訴えを提起した。以下の小問について答えなさい(各小問は独立したものとする。)

(1) この訴訟の第1回口頭弁論において、Yは、Xとの間の売買を否認し、これに対してXは、Yが本件売買の直後にZに対してXがYに売ったとされるものと同じ種類のワイン100本を売ったとの事実を主張し、この事実については、Yは認める旨の陳述をした。これに対して、裁判所は、YがZに売却したワインは本件売買の目的物であるワインとは別の種類のものであるとの心証を抱いた。この場合、裁判所は心証通りの事実を認定することができるか。

(2) この訴訟において、Yは、Xの請求に対し、Xに対する500万円の貸金債権で相殺するとの主張をした。ところが、このYの相殺の抗弁は、時機に遅れた攻撃防御方法として却下された。この場合、Yは、Xに対して、上記貸金債権を別訴で請求することができるか。

「 商 法 」

(60分)

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

---

次の設例を読んで、下記の設問に答えなさい。

(設 例)

自動車部品の製造を業とする甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会設置会社であるが委員会設置会社ではない。甲社の取締役はABCで、代表取締役をAが務めていた。甲社の発行済株式の過半数をAが所有していた。

甲社には、取締役退職慰労金規程が存在した。甲社取締役退職慰労金規程には、①最終報酬月額に取締役就任年数を掛けたものを退職慰労金額とすること、②功労加算金として20%を限度として加算できることが規定されている。

平成22年にBが甲社取締役を退任したが、株主総会でBの退職慰労金支給について何ら決議がなされず、退職慰労金が支給されなかった。

平成23年にAが甲社取締役を退任する際には、株主総会において、Aの在任中の功労に報いるために、甲社取締役退職慰労金規程に従って、退職慰労金を贈呈することとし、その支払時期・方法等については取締役会に一任する旨の決議がなされた。その株主総会決議には、Aが参加していた。

(設問1) Bは、甲社に対して、甲社退職慰労金規程に基づいて算出される退職慰労金を請求できるか。

(設問2) Bは、Aに対する退職慰労金支給が違法であるとして争うことができるか。